

中央防災会議会議「防災基本計画専門調査会」

第1回 原子力災害プロジェクトチーム

資 料

防災基本計画の修正について

中央防災会議について

中央防災会議				内閣総理大臣 防災担当大臣
会長	内閣総理大臣			
委員	防災担当大臣をはじめとする全閣僚 (17名以内)	指定公共機関の長 (4名)	学識経験者 (4名)	答申 →
		日本銀行総裁 速水 優	東京大学名誉教授 溝上 恵	意見具申 →
		日本赤十字社社長 藤森 昭一	富士常葉大学助教授 重川 希志依	
		NHK会長 海老沢 勝二	静岡県知事 石川 嘉延	
		NTT社長 宮津 純一郎	日本消防協会会長 徳田 正明	
専門調査会				
<ul style="list-style-type: none"> ・東海地震に関する専門調査会 (3月14日発足) ・今後の地震対策のあり方に関する専門調査会 (9月17日発足) ・東南海、南海地震等に関する専門調査会 (10月3日発足) ・防災基本計画専門調査会 (10月11日発足) 				

【役割】

防災基本計画及び地震防災計画の作成及びその実施の推進
 非常災害の際の緊急措置に関する計画の作成及びその実施の推進
 内閣総理大臣・防災担当大臣の諮問に応じた防災に関する重要事項の審議 (防災の基本方針、防災に関する施策の総合調整、災害緊急事態の布告等) 等
 防災に関する重要事項に関し、内閣総理大臣及び防災担当大臣への意見の具申

中央防災会議(H13.6.28)の決定事項

以下の3つの専門調査会の設置を決定

東南海、南海地震等に関する専門調査会（10月3日発足）

中部圏、近畿圏等における地震対策に関する大綱の作成など防災対策の強化に資するため、東南海、南海地震等の地震被害の想定や防災対策のあり方について検討。

今後の地震対策のあり方に関する専門調査会（9月17日発足）

我が国の地震対策の現状を把握・分析するとともに、今後の地震対策の基本的な方向について検討。

防災基本計画専門調査会（10月11日発足）

近年の災害対策の進展に対応し、防災基本計画の必要な改定について検討するとともに、防災の基本的な問題について議論。

【参考】

・東海地震に関する専門調査会（3月14日発足）

6月19日に東海地震の新たな想定震源域を提示。

今後、新たな想定震源域及び地震防災対策強化地域の見直しの考え方等について最終の取りまとめ。

防災基本計画専門調査会の役割について

防災基本計画の修正

近年の風水害対策、原子力災害対策の進展に対応して、平成13年度中を目途に防災基本計画の修正について審議を行うものとする。

その際、専門調査会の下に風水害、原子力災害それぞれの分野毎にプロジェクトチームを設置し、検討の上、その検討結果を専門調査会に提出するものとする。

防災基本問題の検討

防災に関する基本的な問題について、平成14年中を目途に、短期及び中長期の視点からそのあり方について審議を行うものとする。

防災基本計画の修正に関する基本的方針

【趣 旨】

洪水対策、土砂災害対策、高潮対策の方針の提言など近年の災害対策の進展に対応し、防災基本計画の必要な改定を進めることとする。

【検討事項】

- | | |
|---------|---|
| 洪水対策 | <p>：危険性の事前周知、情報伝達、避難体制等</p> <p>「地下空間における緊急的な浸水対策の実施について」
「水防法（改正）」
「都市型水害対策に関する緊急提言」</p> |
| 土砂災害対策 | <p>：情報収集・伝達体制、早期避難のための措置等</p> <p>「豪雨災害対策のための情報提供の推進について」
「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」</p> |
| 高潮対策 | <p>：高潮防災施設の整備、ハザードマップの作成等</p> <p>「地域防災計画における高潮対策の強化マニュアル」</p> |
| 原子力災害対策 | <p>：原子力艦の原子力災害等</p> <p>「原子力艦の原子力災害に関する関係省庁申し合わせ」
「緊急被ばく医療」</p> |

【防災基本計画専門調査会の設置】

有識者による専門調査会を立ち上げ、上記の事項について検討を行う。

中央防災会議「防災基本計画専門調査会」委員名簿

(:座長、 :座長代理 敬称略)

- 伊藤 滋 (財団法人都市防災研究所理事長)
- 片山 恒雄 (独立行政法人防災科学技術研究所理事長)
- 石川 嘉延 (静岡県知事)
- 石原 和弘 (京都大学防災研究所附属火山活動研究センター教授)
- 今井 通子 (登山家、医学博士)
- 大宅 映子 (評論家)
- 小幡 純子 (上智大学法学部教授)
- 菊地 正幸 (東京大学地震研究所教授)
- 香西 昭夫 (経団連副会長〔国土・住宅政策委員会委員長〕)
- 澤田 秀男 (横須賀市長)
- 志方 俊之 (帝京大学法学部教授)
- 重川希志依 (富士常葉大学環境防災学部助教授)
- 土岐 憲三 (京都大学大学院工学研究科教授)
- 能澤 正雄 (財団法人高度情報科学技術研究機構顧問)
- 廣井 脩 (東京大学社会情報研究所長)
- 福岡 捷二 (広島大学大学院工学研究科教授)
- 藤吉洋一郎 (日本放送協会解説委員)

防災基本計画専門調査会 (H13.10.11)了解事項

プロジェクトチームの設置を決定

1. 基本方針

近年の風水害対策、原子力災害対策等の進展に対応して、これらの対策の実効性の向上を図るため平成13年度中に防災基本計画の必要な修正を行う

修正にあたっては、本年6月28日に開催された中央防災会議において了承された防災基本計画専門調査会の下に風水害、原子力それぞれの分野毎にプロジェクトチームを設置し、関係省庁との検討結果を踏まえたうえで、基本計画の修正作業を行うものとする。

なお、各プロジェクトチームの座長は、防災基本計画専門調査会の専門委員として、プロジェクトチームにおける検討結果を同調査会に報告する。

2. プロジェクトチームの検討事項

(1)風水害対策	洪水対策 土砂災害対策 高潮対策	危険性の事前周知、情報伝達、避難体制等 情報収集・伝達体制、早期避難のための措置等 高潮防災施設の整備、ハザードマップの作成等
(2)原子力災害対策	原子力艦の原子力災害、緊急被ばく医療等	

3. 今後のスケジュール

風水害対策		原子力災害対策	
10月29日	第1回プロジェクトチーム開催	10月30日	第1回プロジェクトチーム開催
11月下旬 ～12月上旬	第2回プロジェクトチーム開催	11月下旬 ～12月上旬	第2回プロジェクトチーム開催
14年2月下旬 ～3月上旬	防災基本計画専門調査会開催		
14年3月中旬	中央防災会議開催		

4. プロジェクトチーム

(1)風水害

福岡 捷二 (広島大学大学院教授)
磯部 雅彦 (東京大学大学院教授)
片田 敏孝 (群馬大学工学部助教授)
水山 高久 (京都大学大学院教授)

(2)原子力災害

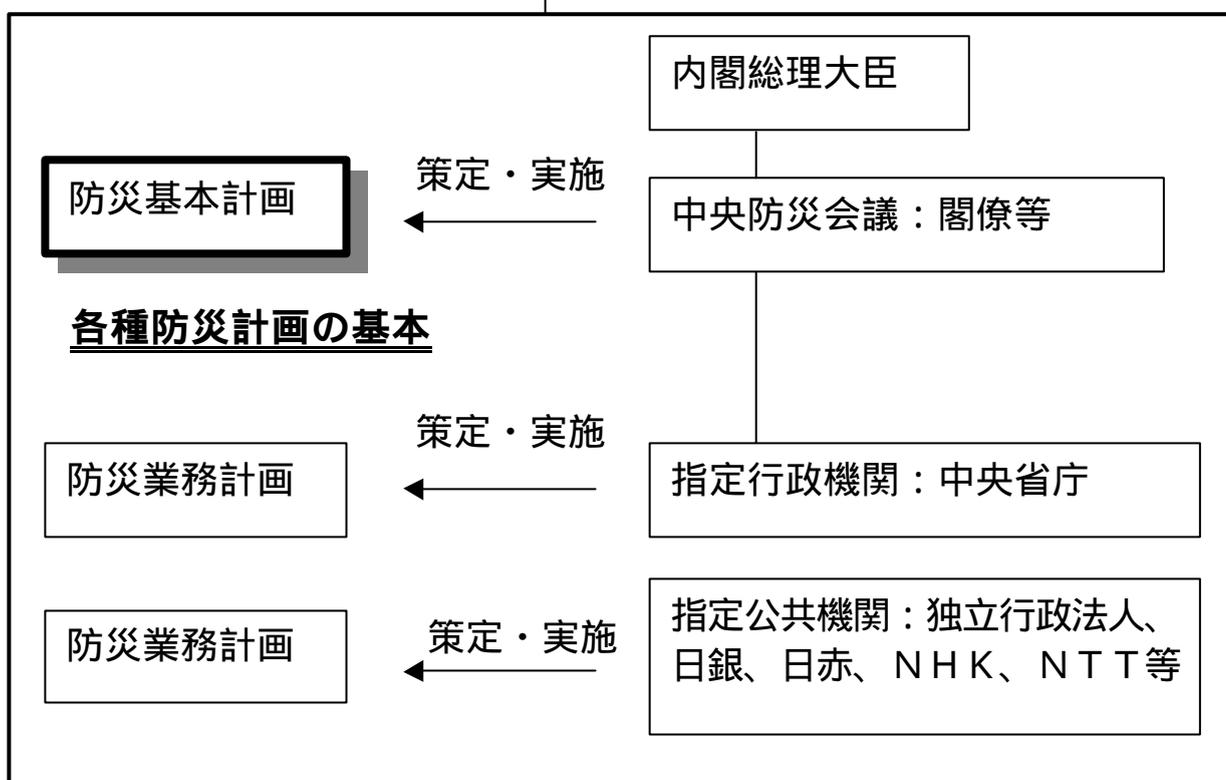
能澤 正雄 (財団法人高度情報科学技術研究機構顧問)
石川 迪夫 (財団法人原子力発電技術機構特別顧問)
草間 朋子 (大分県立看護科学大学学長)
前川 和彦 (財団法人原子力安全研究協会理事)
矢川 元基 (東京大学工学部教授)

(敬称略、印は座長)

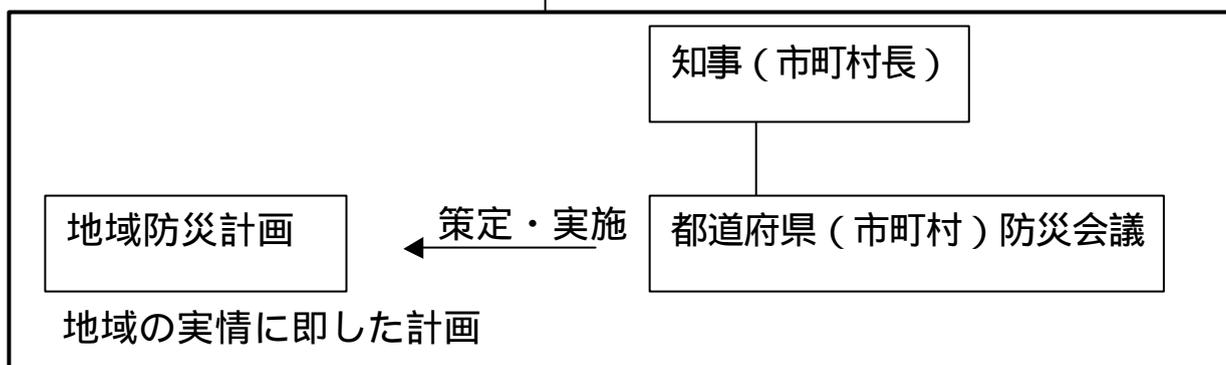
防災計画の体系

災害対策基本法
第34条：防災基本計画の作成および公表等（中央防災会議）
第36条：防災基本計画に基づく指定行政機関による防災業務計画の作成等
第39条：防災基本計画に基づく指定公共機関の防災業務計画の作成等
第40条：防災基本計画に基づく都道府県地域防災計画の作成等
第42条：防災基本計画に基づく市町村地域防災計画の作成等

（国レベル）



（地方レベル）



防災基本計画

防災基本計画の構成

(災害種類ごとの編構成)

自然災害

震災対策

風水害対策

火山災害対策

雪害対策

事故災害

海上災害対策

航空災害対策

鉄道災害対策

道路災害対策

原子力災害対策

危険物等災害対策

大規模火災対策

林野火災対策

(災害対策の順序に沿った記述)

災害予防・事前対策

災害応急対策

災害復旧・復興対策

(具体的な対策を記述：各主体の責務を明確化)

国

地方公共団体

住民等

防災基本計画の策定・修正経緯

年	内容
昭和38年	初めての策定
昭和46年	地震対策、石油コンビナート対策等に係る修正
平成7年	自然災害対策編の全面的な修正
平成9年	事故災害対策編の追加
平成12年	原子力災害対策編の全面的な修正
〃	省庁再編に伴う修正

中央防災会議

「防災基本計画専門調査会」(第1回)議事概要について

中央防災会議事務局(内閣府(防災担当))

日 時 : 平成13年10月11日(木) 14:00~16:00
場 所 : 虎ノ門パストラル(新館5F 桔梗の間)
出席者 : 伊藤座長、石川委員、石原委員、大宅委員、小幡委員、菊地委員、香西委員、澤田委員、志方委員、重川委員、土岐委員、能澤委員、廣井委員、藤吉委員
松下副大臣、阪上大臣政務官、高橋政策統括官(防災担当) 他

(議事概要)

事務局から資料に基づき説明。

防災基本問題についての課題等を中心に意見交換。各委員等からの意見は以下のとおり。

大規模な災害時における公権と私権をどうするのかという問題を議論すべき。他国では、災害時に公権が私権に勝る場合がある。今まで日本ではこの問題について議論を避けてきたのではないか。

実際の運用にあたって、厳格に規制することを躊躇させるような国民意識がある。日頃から国民への啓発が必要なのではないか。マスコミが警戒区域の中に入ってしまったら、交通規制がうまくいかないこともその一例。

地震・火山学者等の専門家を育成することや自治体等に配置することを考えたらどうか。

阪神・淡路大震災では、ヘリコプターの音で被災者の救助を求める声が聞こえないという問題があった。発災後の一定期間は、救助のためマスコミ等も含めたヘリコプターの飛行を禁止するサイレントタイムが必要。

地震で傾いた家に家財道具を取りに行く人がいた場合、アメリカなどでは、レ

ッドテープを貼って、中に入った人を逮捕できる。人員が足りないかもしれないが日本でも検討すべき。

「災害」の定義はどこまでとらえるべきなのか。

また、専門家の知識と一般人の知識の間には隙間があり、これを何らかの形でカバーすべきではないか

ハザードマップの作成を進めるとともに、地域防災計画などにきちんと位置づけるべきではないか。

防災教育の一層の推進を図るべき。

最近の大きな流れとして「自己責任」ということが言われているが、生命身体に関わることについては逆の流れになっているのではないか。薬害エイズ問題などでも行政の不作为ということが言われており、防災に関しても発想の転換が必要で、空振りでもやるべきことはやるべきではないか。また、土地利用に関しては、危険な地域に対するインフラ対応には限界があることから、私的所有権の考え方も再検討する必要。

災害対策における国と地方の役割分担については昔から議論されているが、市町村については、災害時の責任は大きく、権限は狭くなっている。国と地方の関係については市町村にもっと権限を与える方向で議論すべきではないか。

原子力艦船の原子力災害について、自治体でマニュアルをつくったが、放射能や医療等専門的な部分は、今回の防災基本計画の改定の中で、国で専門家をそろえ、十分議論してほしい。

災害救助法は未だに現物支給が原則。もう少し時代に合わせた救助の仕方がある。現物か現金かのオプションを被災者に示す検討をするべきではないか。

災害救助法のオプションの問題に関しては、検討ではなく結論を出すべき。災害が起こってから議論しても始まらない。国としてはっきりした方針を示してもらいたい。

被災者の生活支援策について、どの地域で被害にあっても平等の支援策を講じることが必要ではないか。

縦割り社会の壁にどう対処していくか。地方公共団体、自衛隊、警察、消防など各機関で応急対応の優先順位が異なるが、人命救助等緊急の際にはこの壁を取

り除き、総合調整をしてプライオリティを付けていく仕組みが必要ではないか。

大規模訓練を行う場合一番大変なのは、訓練場所周辺の住民の理解を得ることであり、休業補償を求められることもあるが、防災の日は防災訓練優先ということを確認すべきではないか。

小さな訓練を多く行うより大規模な訓練を1回行う方が有効。その点、大規模な訓練には経費がかかるので、予算について国が自治体に対し、十分な支援・補助を行うべき。また、訓練等を通じて、ヘリコプターに関する空域統制マップを作成すべき。

現在、防災計画は、国の計画を基に、都道府県、市町村が作成するというピラミッド型になっているが、発想が逆であり、一人一人の命をどう守るかというところから作成していくべきではないか。ディテールが問題。

地域住民の情報をいかに市に上げ県に上げていくかが重要。例えば、ハザードマップを作成する場合でも、地域住民の方が防災に関して知識・知恵がある場合が多い。

専門家の情報を非専門家がいかに判断するか。専門的な数字を単純に提示しても的確に情報は伝わらない。確率の概念を用いることがミスリードになるケースもある。非専門家の概念に結びつけることができるような情報発信ができないか。

全国で進められている活断層調査の結果を、防災対策に結びつけていくことが重要。

原子力艦船の事故対策については、船が動くならば、遠くへ持っていくことが基本であるが、米軍の原子力艦の場合にそれが保障されるか検討を要する。

今回は、11月26日(月)午後2時から開催することとし、各省庁の防災施策についてヒアリングすることとなった。

以上